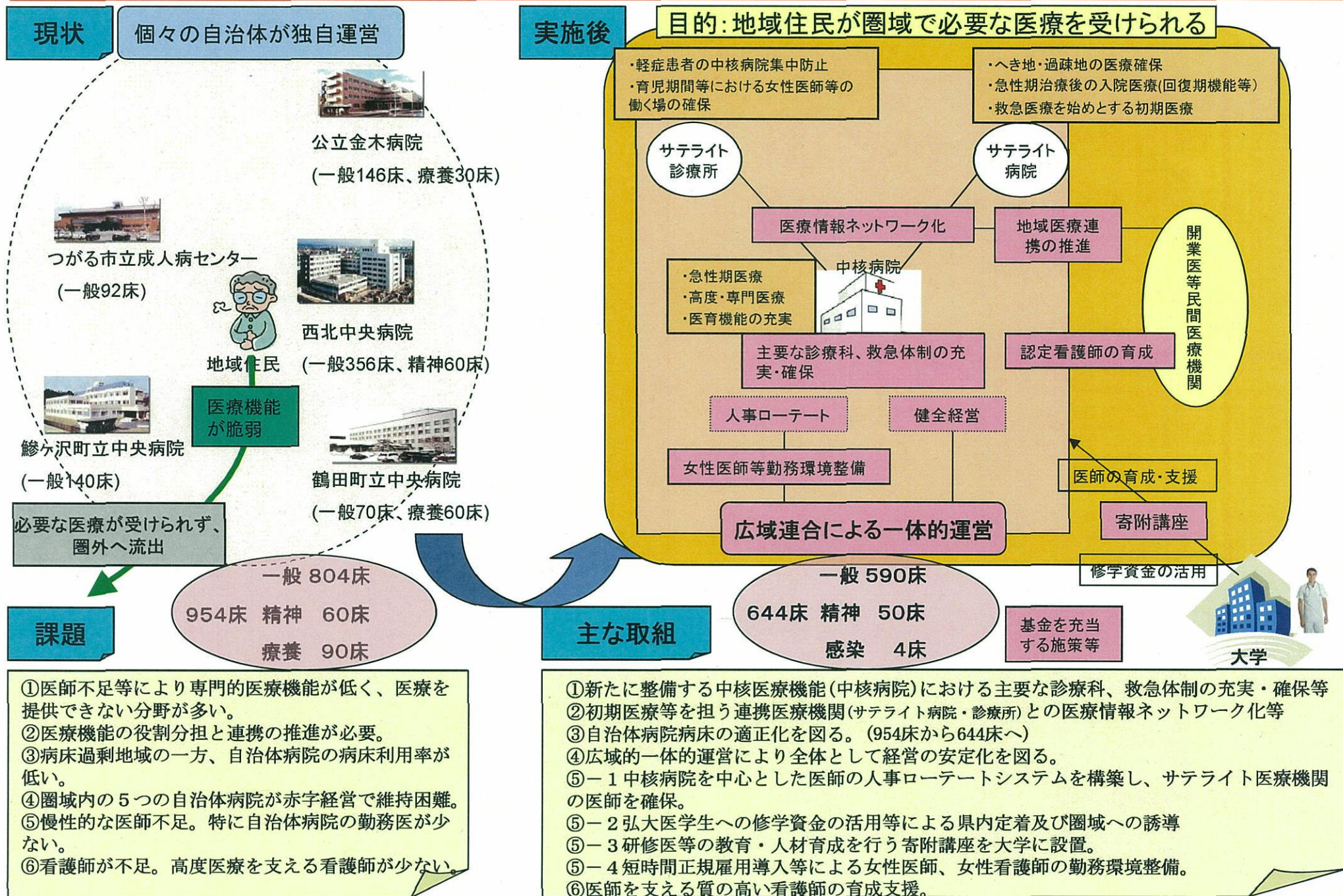
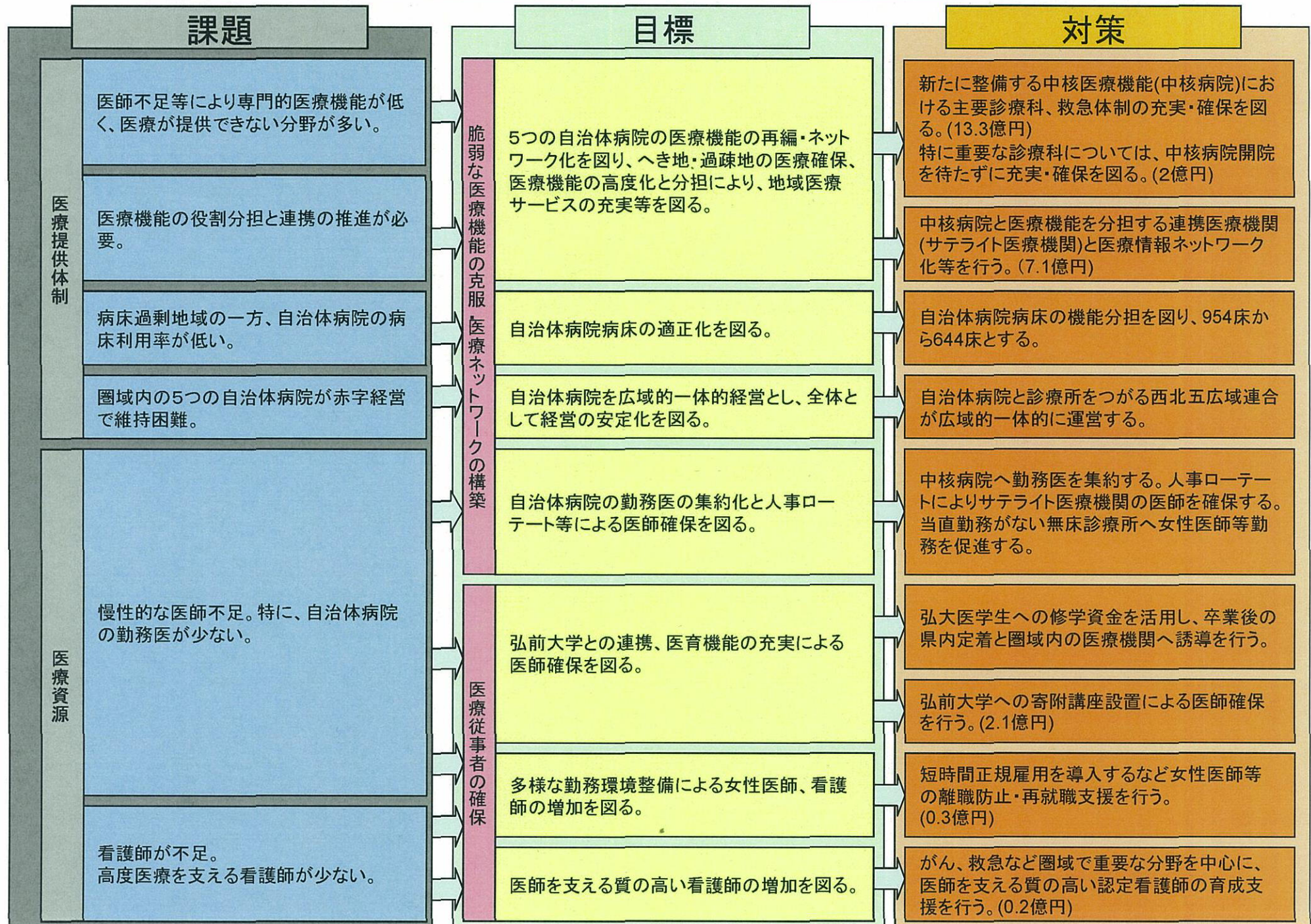


青森県地域医療再生計画（西北五地域保健医療圏）～地域で心豊かに安心して暮らせる社会づくりのために～

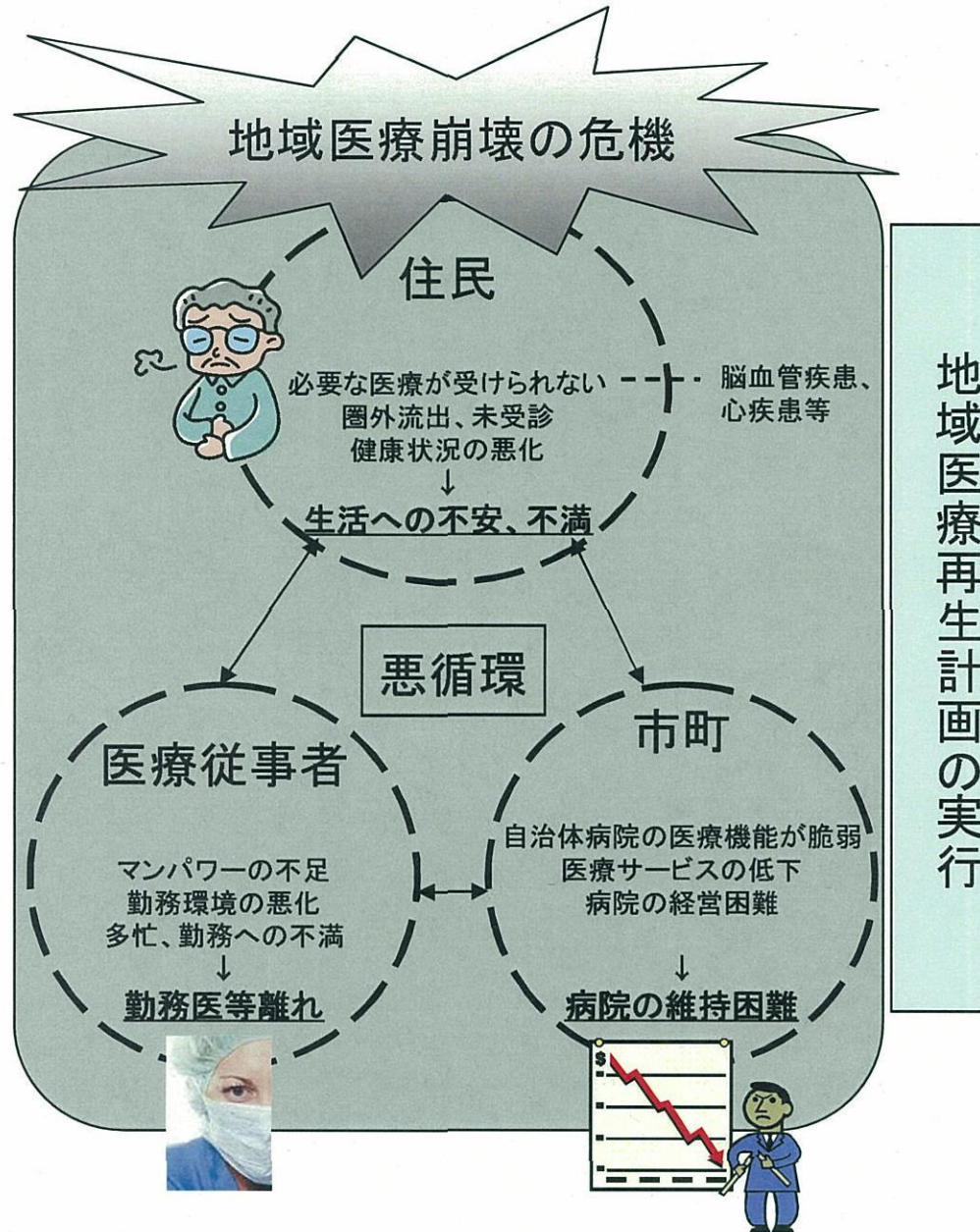
（自治体病院の医療機能の再編・ネットワーク化を軸とした持続可能な医療提供体制の構築）



西北五地域保健医療圏における課題を解決する方策



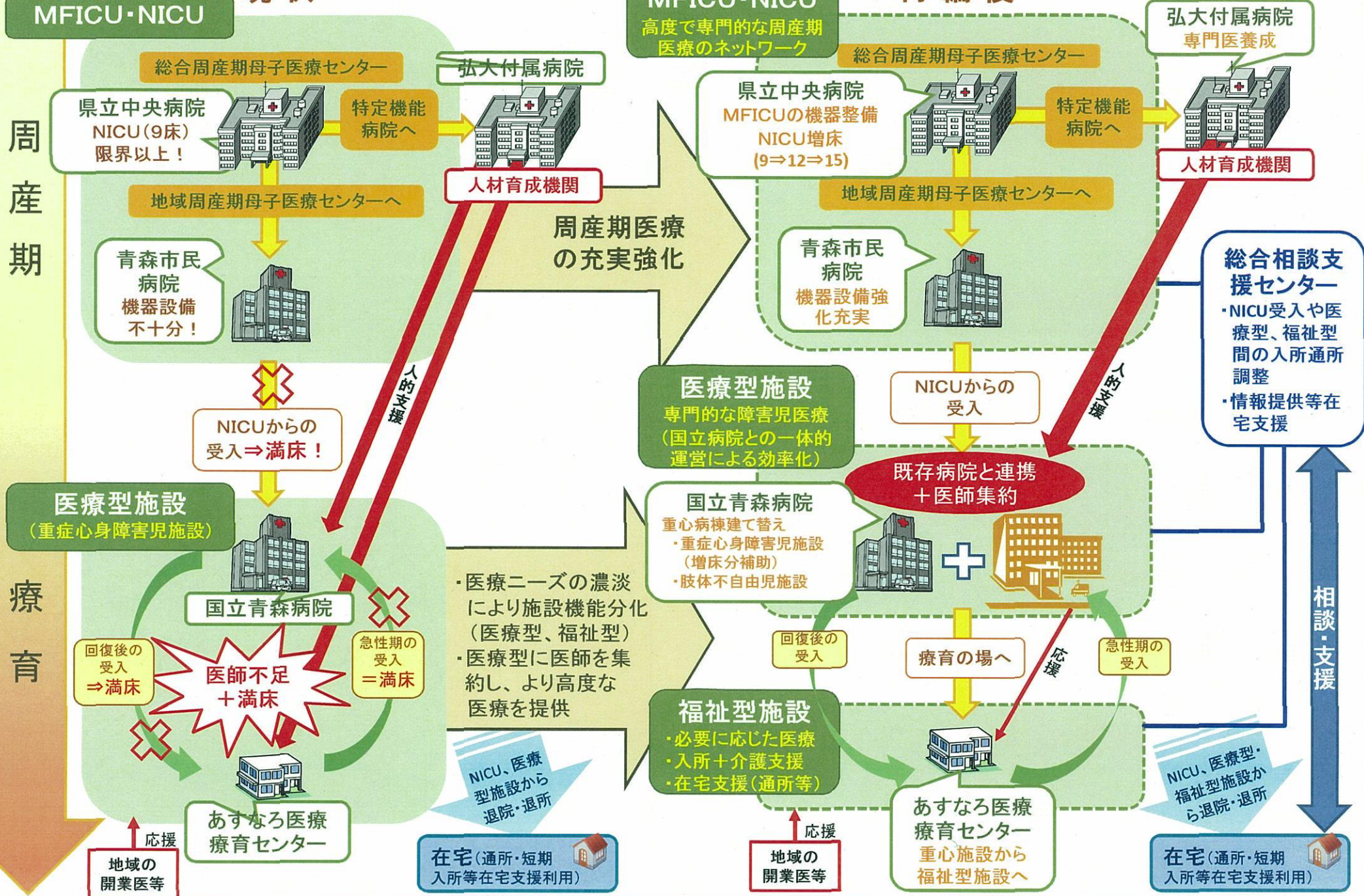
青森県地域医療再生計画終了時の姿 (西北五地域保健医療圏)



青森県地域医療再生計画（青森地域保健医療圏：周産期医療から療育まで）

= 現状 =

= 再編後 =



青森地域保健医療圏における課題を解決する方策

1 課題を解決する方策

- ① 課題: (1) 総合周産期母子医療センターMFICU及びNICUが、ほぼ満床状態で新規受入れが困難となっている。
(2) 地域周産期母子医療センターも、総合周産期母子医療センターからの逆搬送受入れが困難となっている。

目標: (1) 地域周産期母子医療センターNICUの平均在院日数について、平成20年の水準(17日)を維持する。
(2) 総合周産期母子医療センターの1日平均のNICU不足病床を1床以下に削減する。
(3) 当圏域の乳児死亡率(出生千対)を2.0以下とする。

- 対策: (1) 総合周産期母子医療センターに係るMFICU機器整備事業(1億円)、NICU増床・機器整備事業(4億円)、NICU増床分運営費補助事業(0.6億円)
総合周産期母子医療センターの受入能力の拡充、機能向上を図るとともに、NICU増床に必要な体制強化を図り、安定的な運営を図る事業である。
- (2) 地域周産期母子医療センター等機器整備等事業(3億円)
地域周産期母子医療センターの機能強化等によって、総合周産期母子医療センターからの逆搬送受入体制の充実やNICUの後方病床充実を図る事業である。
- (3) 周産期医療・障害児医療管理システム構築・運営事業(2億円)
周産期医療から療育の場面まで、必要な情報を共有し、適切なサービスの提供を可能とするための情報システムを構築する事業である。
- (4) 周産期医療の特徴・改善に係る研究事業(0.8億円)
本県の周産期医療に関する研究によって、周産期医療の一層の充実を図るとともに、総合周産期母子医療センターに臨床機能に研究機能を加え、医師にとって魅力のあるセンターの構築を通じた医師確保も図る事業である。

② 課題：○ NICU等から重症児を受け入れる重症心身障害児施設が、医師不足・満床状態で新規受入れが困難な状況となっている。

目標：(1) 当圏域において重症児等を受け入れる病床を70床確保する。

(2) 既存の県立療育医療センターを福祉型施設に転換し、30名程度入所可能な体制を確保する。

(3) 障害のある児等に対する医療・介護・福祉サービスの総合的な窓口を設置し、年1,000件程度の相談件数を目標とする。

対策：(1) 国立病院機構青森病院重症心身障害児病棟増床事業(8.5億円)

重症心身障害児施設を集約化する国立病院機構青森病院の増床を行い、重症心身障害児施設の安定的運営を確保する事業である。

(2) 県立医療療育センター福祉型施設転換・改修事業(3.4億円)

重症心身障害児施設を集約化に伴い、現行の県立重症心身障害児施設を一部医療機能を残した福祉型に転換することにより、身近な医療・福祉サービスの提供拠点としての必要なサービスの提供を維持する事業である。

(3) 総合相談支援センター設置・運営事業(0.5億円)

医療、介護及び福祉サービスの調整や在宅医療に関する相談等に対応するための総合相談支援センターを設置することにより、障害のある児等に対して在宅療養の支援を含め、必要なサービスの提供を円滑に行うための事業である。

③ 課題：○ 周産期医療及び障害児医療に携わる医師が恒常的に不足し、人材を安定的に確保する対策が必要となっている。

目標：(1) 当圏域において周産期・障害児医療に従事する医師を新たに4名程度確保する。

(2) 国立病院機構青森病院に医師を集約化し、重症児等に対する医療の地域拠点病院とするとともに、当該病院における障害児医療に従事する医師をさらに1名以上確保する。

対策：○ 弘前大学等に対する専門医確保委託事業(1.2億円)

弘前大学等の医師養成機関に対して、周産期医療、障害児医療に係る専門医確保のための医師養成を委託することにより、本医療圏を含めた県内の周産期医療、障害児医療体制の維持・充実に資する事業である。

2 地域医療再生計画終了時の姿

(1) 当圏域の周産期医療において、地域周産期母子医療センターの医療機器整備を行うことにより、圏域の産科医療施設からのハイリスク新生児等の受入体制の充実と総合周産期母子医療センターからの逆搬送に対応できる体制の確保が図られるとともに、総合周産期母子医療センターのNICU病床の増床等を行うことにより、低出生体重児等の常時受入可能な体制が確保される。

(2) 当圏域の障害児医療において、NICU等から在宅への移行が困難な重症児に対応できる病床が確保され、レスパイトケア等のための短期入所にも対応するとともに、身近な医療・福祉サービスの提供拠点の確保と総合的な相談・調整が行われる。

(3) 周産期医療、障害児医療を担う医師が確保される。

(4) (1)～(3)により、当圏域において、周産期医療から療育まで、医療ニーズに応じた患者本位の切れ目ない医療提供体制が構築される。